

IR（統合型リゾート）に関する国の動向について

1 IRとは

- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノ収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献

2 IRに関する国の動向

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）

（公布・施行：平成28年12月26日）

- ※特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本指針その他基本となる事項を定める

○特定複合観光施設区域整備推進本部設置（平成29年3月24日）

※本部長：安倍晋三首相

○ギャンブル等依存症対策基本法

（公布：平成30年7月13日 施行：平成30年10月5日）

- ※ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

○特定複合観光施設区域整備法（IR整備法） 別紙

（公布：平成30年7月27日 施行：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、政令で定める日）

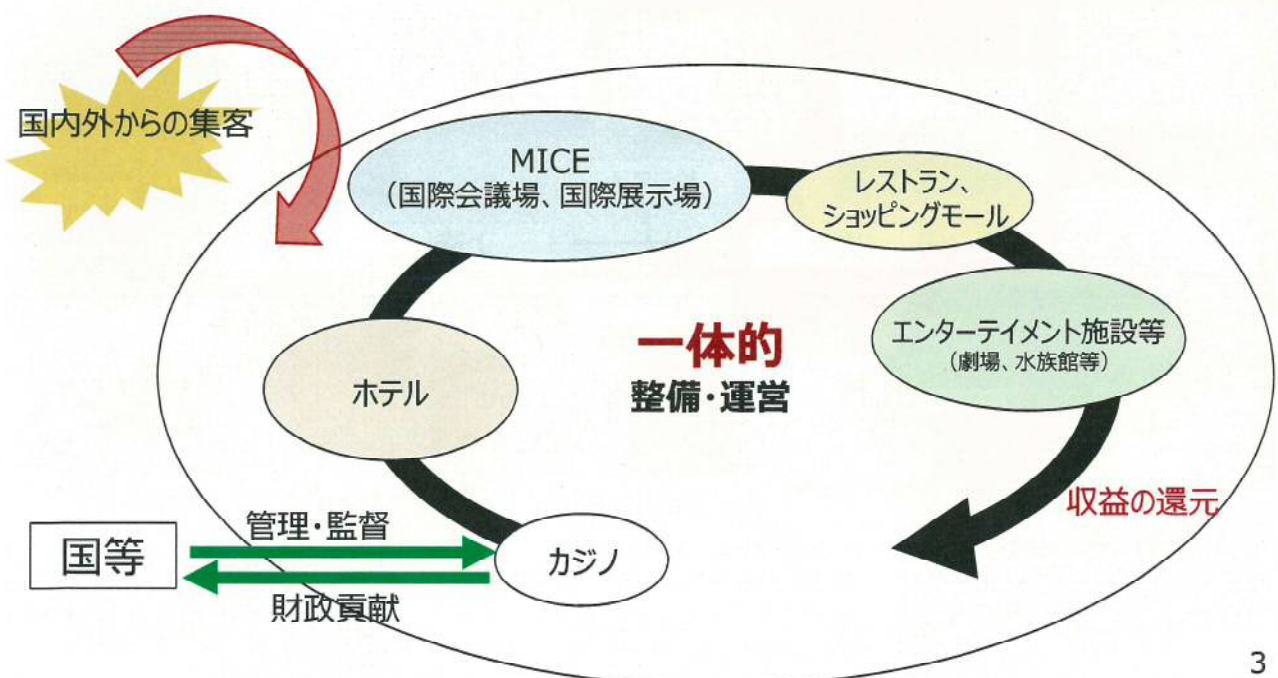
- ※適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

1. IR（統合型リゾート）とは何か

2

IR（統合型リゾート：Integrated Resort）とは何か

- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



3

(参考) シンガポールのIRの例

マリーナ・バイ・サンズ



リゾート・ワールド・セントーサ



諸外国におけるIRのコンテンツの例 (民間の自由な発想を活かした多様なコンテンツ)

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、**昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものと手軽なものまで、幅広いコンテンツ**が提供されている。



さらに日本型IRでは

- IRで様々な日本の魅力を体験し、思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。
- これらを通じ、日本各地における **新たな観光ビジネスのモデルの確立**を目指す

写真提供：岐阜県白川村役場



公共政策としての「日本型IR」に係る根本原則等について

【我が国におけるIR導入に関する根本原則】

我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

<制度設計の柱>

1. 世界初のIR法制度：

「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化

2. 魅力ある「日本型IR」：

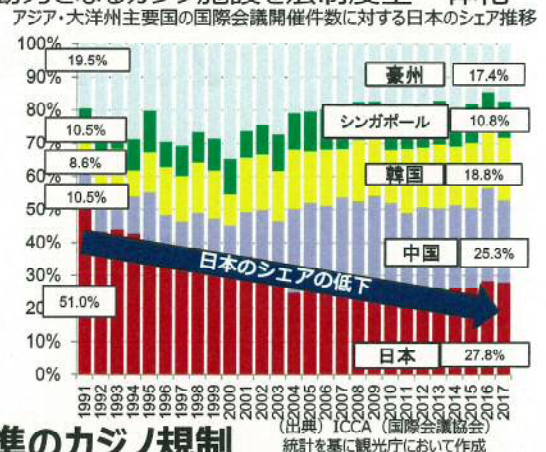
民間事業者ならではの創意工夫を活かし、

- ① 世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立
- ② 滞在型観光モデルの確立
- ③ 世界に向けた日本の魅力発信

等により、「観光先進国」としての日本を実現

3. 諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制



6

IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化（公共政策として効果の発現）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年にリー・シェンロン首相は、国策としてカジノを含むIRを誘致することを決断し、IRの中にMICE施設等の施設に加え、アイコンックな宿泊施設、エンターテインメント施設等魅力的な施設の整備を行ったこと等により、様々な指標に変化が見られる。
- IR開業（2010年）前後の5年間で、具体的には以下のような増加が見られるなど公共政策として効果が発現。
 - ・国際会議開催件数は23%増加していることに加え、外国人旅行消費額も86%増加
 - ・宿泊施設については、客室供給総数は30%増加する中で、稼働率は13%増加し、客室単価（富裕層向け）も36%（46%）増加

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	1,164万人	1,317万人	1,450万人	1,557万人	1,510万人	156%
外国人旅行消費額※2	1.00兆円	1.49兆円	1.75兆円	1.82兆円	1.85兆円	1.86兆円	186%
外国人旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	3,160億円	4,245億円	4,127億円	4,308億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催件数※1	689件	725件	919件	952件	994件	850件	123%
BTMICE 目的訪問人数 ※3	261万人	338万人	356万人	406万人	405万人	377万人	144%
ホテル客室 (総数)	1,134万室	1,162万室	1,267万室	1,275万室	1,339万室	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%	85.2%	86.0%	86.5%	86.3%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	17,181円 (27,992円)	19,491円 (31,469円)	20,635円 (34,016円)	20,351円 (34,371円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

※「Annual Report Tourism Statistics」、を基に事務局において作成 ※1：（出典）日本政府観光局（JNTO）国際会議統計2015（JIA国際会議統計より）
 ※2：「1S\$ = 78.75円」で計算 ※3：「Annual Report Tourism Statistics」の訪星外国人旅行者数及び目的別訪問率を基に算出

7

2. IR整備法の概要

8

特定複合観光施設区域整備法の概要①

※平成30年7月27日公布
(平成30年法律第80号)

※IR推進法第5条：政府は、必要となる法制上の措置については、同法施行後1年以内を目途として講じなければならない。

1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設（IR）区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市（都道府県等）は公募により民間事業者を選定した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化
- 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の上限は3とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

9

特定複合観光施設区域整備法の概要②

3. カジノ規制

- IR事業者は、**カジノ管理委員会の免許**（有効期間**3年**・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）は適用しない
- **その他のカジノ事業関係者**（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、**免許・許可・認可制**とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者には、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（**本人・家族申告による利用制限**を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）
- 日本人等の入場回数を**連続する7日間で3回、連続する28日間で10回**に制限。本人・入場回数を確認手段として、**マイナンバーカード及びその公的個人認証**を義務付け
- **20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者**については、**カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け**
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し、**入場料・認定都道府県等入場料**として、**それぞれ3千円/回**（24時間単位）を賦課
- カジノ事業者に対し、**国庫納付金**（①カジノ行為粗収益（GGR）の**15%**及び②カジノ管理委員会経費負担額）、**認定都道府県等納付金**（GGRの**15%**）の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

10

特定複合観光施設区域整備法の概要②

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局として**カジノ管理委員会**を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

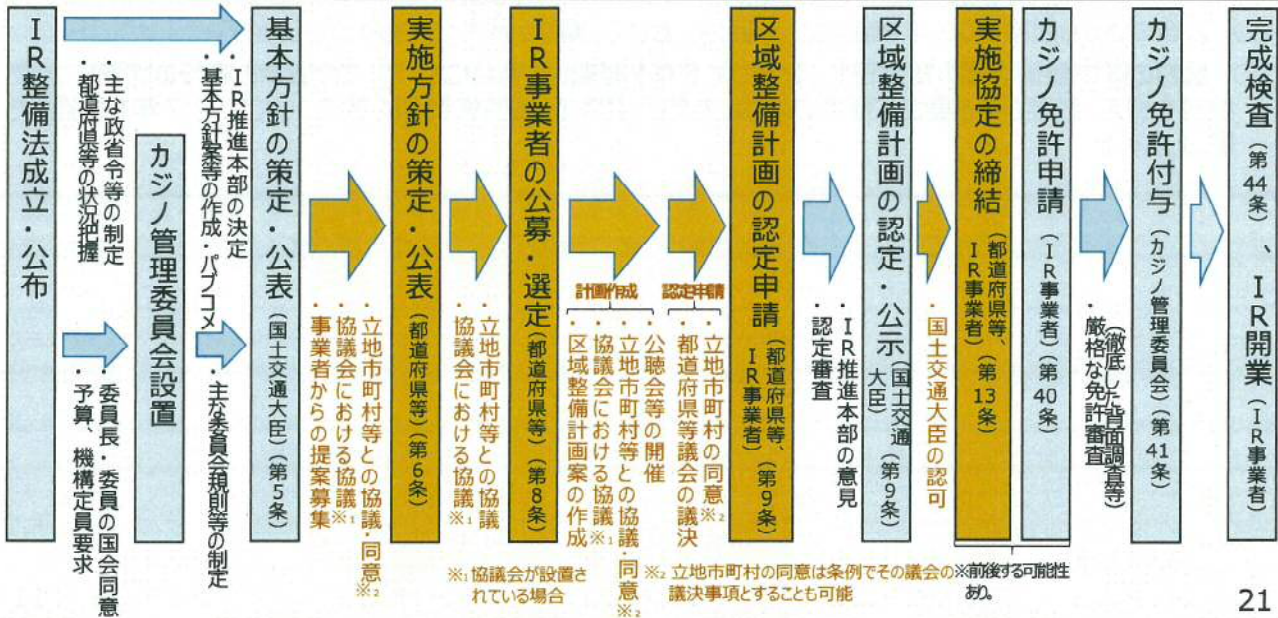
- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

11

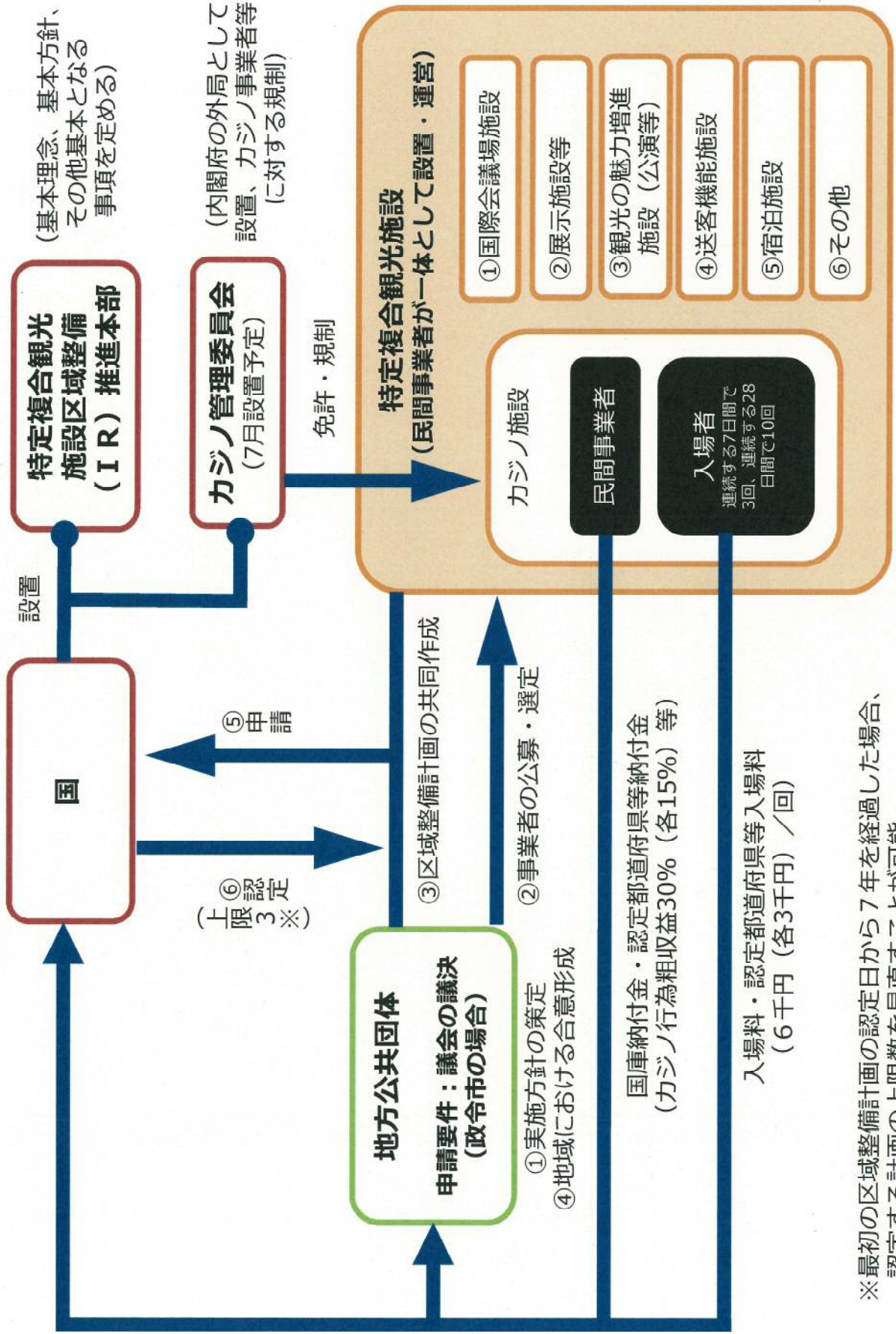
3. 開業までのプロセス

開業までのプロセス

- カジノ管理委員会の設置後、国土交通大臣は、基本方針を策定し、公表。
- 都道府県等は、実施方針を策定し I R 事業者を選定。さらに、地域における十分な合意形成を行った上で、I R 事業者と共同して区域整備計画を作成し、認定を申請。
 十分な合意形成の例：協議会における協議、立地市町村等との協議・同意、公聴会の開催、認定申請についての都道府県等議会の議決、(申請主体が都道府県の場合)立地市町村の同意 等 (立地市町村の同意は条例でその議会の議決事項とすることも可能)
- 国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を認定 (認定区域整備計画の上限数は 3) 。
- カジノ管理委員会は、厳格な免許審査 (徹底した背面調査等) を行った上で、カジノ免許を付与。



特定複合観光施設区域整備法(イメージ)



※最初の区域整備計画の認定日から7年を経過した場合、認定する計画の上限数を見直すことが可能

「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件
(特定複合観光施設区域整備法施行令)

施設名	基準・要件
① 国際会議場	次の3パターンから選択 1. 国際会議場：最大国際会議室の収容人員が概ね 1,000～3,000人未満 展示等施設：床面積の合計が概ね12万㎡以上 2. 国際会議場：最大国際会議室の収容人員が概ね <u>3,000～6,000人未満</u> 展示等施設：床面積の合計が概ね <u>6万㎡以上</u>
② 展示等施設	3. 国際会議場：最大国際会議室の収容人員が概ね6,000人以上 展示等施設：床面積の合計が概ね2万㎡以上 ※最大国際会議室の収容人員が概ね1,000人以上、かつ 施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の 2倍以上(2,000人以上)
③ 魅力増進施設	我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設
送客施設	次の1～4の基準をすべて満たすこと
④ 1. ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
④ 2. コンシェルジュ機能	利用者の関心等に応じた旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
④ 3. 多言語対応機能	上記1・2について、英語を含め複数の外国語で提供
④ 4. 十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備
⑤ 宿泊施設	(1) 全ての客室の床面積の合計が概ね <u>10万㎡以上</u> であること (2) 次の1～3が国内外の宿泊施設の実情を踏まえた適切なもの 1. 客室のうち最小のもの床面積 2. スイートルームのうち最小のもの床面積 3. 客室の総数に占めるスイートルームの割合
⑥ その他	

※ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%